

令和2年4月30日

保護者 様

埼玉県立児玉高等学校長 豊田 弘

県立学校の休業期間の延長について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々御清祥のことと拝察申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症予防の対策に際しまして、御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県立学校の休業期間の延長について、県の指示に基づき下記のとおり対応することになりました。御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、御家庭でも感染症予防に御留意くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 臨時休業期間 令和2年5月31日（日）まで
(令和2年6月1日（月）学校再開予定)
- 2 学習支援等 (1) 本校ホームページ及びGoogle Classroom を用いて課題の配信等を行います。
(2) 「動画」配信による学習支援を実施する。
(3) 学習支援の詳細は、5月7日（木）を目途に、改めて指示する。
- 3 その他 (1) 「臨時休業」期間中に「登校日」は設けない。
(2) 臨時休業中の部活動は実施しない。
(3) パソコンやスマートフォンの準備状況等から、動画の閲覧等が難しい場合は、個別に対応する。
(担任等に御相談ください。)
(4) 「動画」の視聴（閲覧）に係る協力について、別途依頼する。
「休業中の課題学習のスマートフォン等情報端末の活用について」
(別添通知) 参照
(5) 休業期間終了後の授業確保等については、検討の上、改めてお知らせする。
(6) 各自が不要不急の外出を避け、新型コロナウイルスへの感染症対策等をしっかり行うよう、御指導願います。
別添「新型コロナウイルス感染予防のために（4月28日改訂版）」参照
別紙1・2・4 新型コロナウイルス感染症による臨時休業に係る子供のメンタルヘルスについて
【別紙1】【別紙2】【別紙4】参照
(7) 県からの指示等により学校の対応を変更する可能性があります。
変更等がある場合は、ホームページ・一斉メール等で連絡を行います。

担当：教頭 小泉 勝

電話：0495 (72) 1591